

建築物エネルギー消費性能基準等の整備の方向性(案)

基準の体系については、原則として、省エネ法の現行の建築主等の判断基準（H25基準）の体系を継承しつつ、以下について見直しを行う。

1. 適用する基準について

- ①適合義務等の**非住宅の規制**に係る基準（エネルギー消費性能基準）は、**一次エネルギー消費量基準**とし、容積率特例等の誘導措置に係る基準（**誘導基準**）は、**一次エネルギー消費量基準**及び**外皮基準**とする。【別紙1】
- ②**住宅**は、エネルギー消費性能基準、住宅事業建築主基準及び誘導基準のいずれも、**一次エネルギー消費量基準**及び**外皮基準**とする。【別紙1、別紙2】
- ③**共同住宅**の一次エネルギー消費量基準による規制については、全住戸適合しなくても、**住棟全体で適合していればよいもの**とする。【別紙1】

2. 基準の水準について

- ①エネルギー消費性能基準については、**H25基準の水準**と同じとする。【別紙1】
- ②**誘導基準**については、外皮基準についてはH25基準と同じ水準、一次エネルギー消費量基準については、**非住宅**はエネルギー消費性能基準よりも**2割削減**する水準、**住宅**は**1割削減**する水準とする。【別紙1】
- ③**住宅事業建築主基準**については、次期目標年次を**平成32年度**とし、外皮基準についてはH25基準と同じ水準、一次エネルギー消費量基準についてはエネルギー消費量基準よりも**15%削減**する水準とする（平成31年度までは10%削減の水準）。【別紙2】

3. 既存建築物の基準の水準について

- ①**既存建築物の増改築時の基準**は、**新築の基準とは異なる水準**を設定する。【別紙1】
※なお、新法施行後に新築された建築物について増改築等を行う場合の基準については、新築の基準と同じとする。
- ②既存部分の性能が分からない場合は、**20年前の値をデフォルト値**として設定し、それを用いて評価してよいこととする。【別紙3】

4. その他基準の合理化等について

- ①**建材・設備等の試験品質及び生産品質の確認**について、原則として、**JISや業界規格を基に確認**することとし、**第三者認証**又は**自己適合宣言**（**当分の間**）により対応を検討していく。【別紙4】
- ②**非住宅の簡易評価法（モデル建物法）**について、現状で5,000㎡以下等に限定されているところ、**全ての建築物で適用**できるよう**規模要件等を撤廃**する。また、8用途モデルを**15用途モデル**に充実させる。【別紙5】
- ③住宅の一次エネルギー消費量基準について、**小規模住戸**に係る**基準の見直し合理化**を行う。【別紙6】
- ④土塗壁等を用いた**伝統的木造住宅**について、**所管行政庁が認めた場合**には、一次エネルギー消費量基準の**基準値**について、**個別住宅毎に当該外皮性能に応じた暖冷房一次エネルギー消費量をもとに設定**できることとする。【別紙7】
- ⑤**住宅の仕様基準**について、**開口部比率**が一定値以上となると適用できなかつたところ、**上限を撤廃**し、一定の性能を確保すれば、開口部比率の高い住宅についても活用できるようにする（一定以上の性能を確保すれば開口部比率の計算も不要となる）。【別紙8】

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出・指示、表示)		誘導基準 (容積率特例)		住宅事業建築主 基準
		新法施行(H28.4.1) 後に 新築着工された 建築物	新法施行前に 新築着工された 建築物	新法施行(H28.4.1) 後に 新築着工された 建築物	新法施行前に 新築着工された 建築物	上段: ~H31年度 下段: H32年度~
非住宅	一次エネ ^{※1}	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮: PAL*	—		1.0	—	—
住宅	一次エネ ^{※1※2}	1.0	1.1	0.9 ^{※3}	1.0	0.9
						0.85
	外皮: 住戸単位 (UA, ηA)	H25基準	—	H25基準	—	—
						H25基準

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※3 今後、約束草案の実現に向けて、住宅の省エネ基準への適合状況等を勘案しつつ、早期に非住宅同様0.8とする等、住宅の省エネルギー性能の向上に向けた取組について検討する。

現行住宅事業建築主基準【H21年4月施行】

- ①目標年度：平成25年度
- ②評価方法：住宅事業建築主基準プログラムによる一次エネルギー消費量の評価
※H26からはH25省エネ基準プログラムによる評価も選択可能(水準は一次エネルギー消費量基準に比べて10%削減)
- ③水準：H20標準住宅の一次エネルギー消費量*に比べて10%削減
*H11基準外皮にH20年時点における標準設備を導入した住宅における一次エネルギー消費量(家電分除く)
※H21年度の基準達成事業者の割合は約13%(=6社/46社)
- ④達成状況：概ね9割以上(=64社中60社)【平成25年度】

建築物省エネ法における住宅事業建築主基準(案)【H29年4月施行予定】

- ①次期目標年度：H32年度 (基準の公布(H27年末)から概ね5年後)
※H31年度までは現行と同水準(H25一次エネルギー消費量基準に比べて10%削減)
- ②評価方法：H25省エネ基準プログラムに基づく一次エネルギー消費量の評価方法に統一
※プログラムについては太陽光発電の評価、全館空調の取り扱い等を検討
- ③新水準案：一次エネ → H20標準住宅に比べて概ね20%削減
≡ エネルギー消費量基準* (≡H25一次エネルギー消費量基準) から15%削減
*H11基準外皮にH24年時点における標準設備を導入した住宅における一次エネルギー消費量(家電分除く)
外皮 → H25外皮基準

<参考:新水準案の検証>

- ・ 新水準案(H20標準住宅に比べて概ね20%削減)を概ね満たしている事業者は、H25年度で約29%(=17社/64社)
- ・ 今後導入が増加すると考えられる床暖房(敷設率50%、上面放熱率90%)を使用した住宅において、外皮基準を満たし、高効率給湯器、節湯器具、高効率照明(主居室、非居室)を導入した仕様で15%削減を達成可能。
- ・ 外皮基準等級4(区分(ウ))に適合している戸数割合は、約58%(=27,661戸/47,835戸)。
適合していない住宅の大半は等級3超等級4未滿(区分(イ))であり、その割合は約39%(=18,884戸/47,835戸)。³

(参考)次期目標(H32年度)の水準に関する試算例(6地域)

【試算条件】

■外皮性能

	UA値	η _{AC} 値	η _{AH} 値
基準仕様	0.87	2.8	4.2
設計仕様	0.87	2.0	3.7

■基準値

	暖房	冷房	換気	給湯	照明	その他	合計 (その他除く)	合計	備考
住宅事業建築主基準							54.2 (A)		第三種換気を用い、ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式による基準値
H25省エネ基準	18.4	7.9	4.5	25.1	12.9	21.2	68.8 (B)	90.0	
目標水準案 (0.85)	15.7	6.7	3.9	21.3	11.0	21.2	58.5	79.7	H25基準一次エネルギー消費量(その他除く)×0.85

■住戸の仕様 ■ 建物イメージ：一般的な2階建てモデル

総外皮面積	主たる居室	その他居室	非居室	合計	住戸形状※
307.51㎡	45.00㎡	40.00㎡	35.08㎡	120.08㎡	2.56

※住戸形状 = 総外皮面積の合計 ÷ 床面積の合計

【試算結果】

○住宅事業建築主基準プログラムによる評価においてH20標準住宅の一次エネルギー消費量(※)に比べて概ね20%削減する仕様例

ケース番号	設計仕様の設備名等						合計 (C)	H20年標準住宅からの削減率 (1 - 0.9 * C / A)	備考
断熱仕様	消費量 [GJ]						消費量 [GJ]	[%]	
ケース0	LDK：床暖房（エコジョーズ）敷設率50%、上面放熱率90%、その他設置なし※1	設置なし	SFP0.03	エコジョーズ給湯暖房併用(86.6%)※2	LDK及び非居室はLED その他居室のみ設置なし	その他			※1 断熱配管あり、断熱区画外を通過 ※2配管：ハググー方式（配管径が13A以下） 台所：節湯B、水優先吐水浴室：節湯A B、手元止水、小流量吐水 洗面：水優先吐水
断熱：等級4相当	18.3	6.5	0.4	14.9	8.5	48.6	19.3		

○H25省エネ基準プログラムによる試算例

ケース番号	設計仕様の設備名等						合計 (E) (その他除く)	削減率 (1 - E / B)	備考
断熱仕様	消費量 [GJ]						消費量 [GJ]	[%]	
ケース1	LDK：床暖房（エコジョーズ）敷設率50%、上面放熱率90%、その他設置なし※1	設置なし	SFP0.03	エコジョーズ給湯暖房併用(86.6%)※2	LDK及び非居室はLED その他居室のみ設置なし	その他			※1 断熱配管あり、全てもしくは一部の配管が断熱区画外 ※2配管：ハググー方式（配管径が13A以下） 台所：水優先吐水浴室：手元止水、小流量吐水 洗面：水優先吐水
断熱：等級4相当	25.0	6.2	0.9	18.4	7.6	21.2	58.1	15.6	

※ 節湯については、選択可能な項目が異なることから、H25省エネ基準プログラムによる試算例では選択可能な中から類似のものを選択。

既存建築物に対する建築物省エネ法の省エネ基準の適用について

- 建築物省エネ法の省エネ基準では、既存部分も含めた建築物全体で省エネ基準適合を判断するものの、平成28年4月に現存している建築物の増築等については緩和した基準を適用する。
- 平成28年4月に現に存する建築物については、特に古いものは既存部分の性能が低いことが想定され、基準適合が困難なことから大幅な増改築(特定増改築^(※)に該当しないもの)をする場合のみ基準適合を求める。

※政令で増改築後の建築物における増改築部分の比率を規定予定

論点

- 性能値の分からない既存の建材・設備の取扱

⇒ 20年前(平成5年)の値をデフォルト値として設定する方向で検討してはどうか。

- 20年経てば設備更新が行われている場合が多い。
- H5年以前のデータがない。

※性能値に根拠があるものについては、その性能値を使用することが可能。

<参考>

- 長期優良住宅化リフォーム推進事業における性能が分からない場合のデフォルト値

⇒ 性能値の分からない既存の建材・設備の取扱については、有識者からの情報収集、協会・団体等へのヒアリング、メーカーヒアリング(資料室、カタログ調査等も合わせて)等の方法により過去の性能について調査を実施し、20年前の値(最低値)をデフォルト値として設定している。

例)熱源効率 : 67.4%(ガス給湯器)、72.9%(石油給湯器)

※現行の標準的な給湯設備として設定されている給湯器の効率は、78.2%(ガス給湯器)、81.3%(石油給湯器)

(参考)既存建築物のデフォルト仕様(案)の例 ①

		既存建築物のデフォルト仕様(案)		(参考) 平成25年基準 基準設定仕様
		値	想定	
外皮	外壁の 平均 熱貫流率	1) 断熱材がある場合 1.00 (1, 2地域) 1.59 (3~8地域) 2) 上記以外 2.63	スチレン発泡押出25mm(1, 2地域) スチレン発泡押出10mm(3~8地域) 無断熱	0.62 (1, 2地域) 1.00 (3~7地域) 2.63 (8地域)
	屋根の 平均 熱貫流率	1) 断熱材がある場合 0.53 (1, 2地域) 0.79 (3~8地域) 2) 上記以外 1.53	スチレン発泡押出50mm(1, 2地域) スチレン発泡押出25mm(3~8地域) 無断熱	0.32 (1, 2地域) 0.53 (3~7地域) 0.79 (8地域)
	窓の平均 熱貫流率、 日射 熱取得率	1) 単層 U=5.95、 η =0.876 2) 単層+ブラインド U=4.20、 η =0.432 3) 複層 U=3.27、 η =0.727 4) 複層+ブラインド U=2.67、 η =0.443	単板ガラス3mm 単板ガラス3mm + ブラインド 透明+透明 6mm (空気層6mm) 透明+透明 6mm (空気層6mm) + ブラインド	U=2.67、 η =0.443 (1~4地域) U=4.12、 η =0.413 (5~8地域)

(参考)既存建築物のデフォルト仕様(案)の例 ②

		既存建築物のデフォルト仕様(案)		(参考) 平成25年基準 基準設定仕様
		値	想定	
空調	熱源効率 (冷房)	1.03	調査結果より(二次COP 2.80)	1.20
	熱源効率 (暖房)	0.80	ボイラを想定	1.01 (1, 2地域) 1.26 (3~8地域)
換気	全圧損失	660Pa (駐車場, 厨房) 330Pa (上記以外)	基準設定仕様の1.1倍(電動機効率 5%減、ベルト効率5%減)	600Pa (駐車場, 厨房) 300Pa (上記以外)
照明	消費電力	19.6 W/m ² (事務室)	FL蛍光灯を想定(基準の20%増)	16.3 W/m ² (事務室)
給湯	熱源効率	1) 燃焼系熱源の場合 0.80 2) 上記以外 0.30	電気温水器を想定	0.80

- 6地域の事務所ビル(2500m²程度、窓面積率30%)の場合
 - 断熱材が確認できず、窓は単層ガラスの場合 → BEI = 1.44
 - 断熱材が確認できず、窓は単層ガラス+ブラインドの場合 → BEI = 1.42
 - 断熱材があり、窓は単層ガラスの場合 → BEI = 1.41
 - 断熱材があり、窓は単層ガラス+ブラインドの場合 → BEI = 1.38

現状 (省エネ法の運用)

- 住宅においては、JIS等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされていると認められているものを除き、第三者認証又は自己適合宣言^(※)により試験品質及び生產品質の確認を求めている。(一社)住宅性能評価・表示協会のHPでは、品質の確保された建材・設備の性能値を参考に掲載しており、第三者認証または自己適合宣言等いずれの方法で品質が担保されているかについても情報提供している。
 - 非住宅においては、規格がない一品生産モノも多いが、性能値の確認方法が定まっていない状況。現行省エネ法の届出制度においては、建材・設備等の性能値については、メーカーのカタログ等で確認している。
- ※JIS Q 1000に基づく当該製品に係る製品規格のJISへの自己適合宣言、JIS Q 17050-1に基づく当該規格等への適合宣言等を指す。

対応案

- 非住宅の試験品質及び生產品質の確認について、原則として、JISや業界規格を基に確認することとし、根拠となるJISや業界規格を国で整理した上で、国等で公表する(新たな業界規格が出来た場合等には適宜追加していく)。一品生産モノ等、規格がないものについては、当分の間、第三者認証又は自己適合宣言により対応を検討していく。

(参考)品確法における規格がない建材等の扱い

		生產品質の確認		
		第三者機関によるもの	自己適合宣言によるもの	自社によるもの
試験品質の確認	第三者機関によるもの	○	△	▲
	自己適合宣言によるもの	△	△	▲
	自社によるもの	×	×	×

○:表示された建材等の性能により確認することができる。
 △:当分の間、○と同様に扱うこととする。
 ▲:比較的容易にサンプル品と個別の住宅に使用される建材等との性能の同定が可能なものは○と同様に扱うこととし、同定が困難なものは第三者性のないものとして扱うこととする。
 ×:第三者性のないものとして扱うこととする。

(参考)低炭素法に基づく住宅における自己適合宣言等の確認について

自己適合宣言書

第三者認証等

JIS Q 17050-1に基づく自己適合宣言書

文書番号 : []

発行者の名称 : []
発行者の住所 : []

宣言の対象 : ルームエアコンディショナー
(別添「平成25年省エネルギー基準評価対象製品性能一覧」参照)

上記の宣言の対象は、次のJISの要求事項に適合しています。

<JIS番号>	<規格名称>	<発効年月日>
JIS C 9812	ルームエアコンディショナー	2013年版
JIS B 8615-1	エアコンディショナー 第1部:風吹き型エアコンディショナーとヒートポンプ型 定格性能及び運転性能試験方法	2013年版

追加情報 :
・適合性能項目 : 定格冷房能力、定格冷房消費電力、定格暖房能力、定格暖房消費電力
・別添の製品は、ISO9001に基づいた品質管理体制で供給されます。

問合せ先 : 株式会社 []
TEL: [] FAX: []

代表者又は代理人の署名 : []

発行日 : 2014年6月16日
発行場所 : []
役職名・氏名 : []

この文書は、JIS Q 17050-1に基づき作成された自己適合宣言書です。

JIS製品認証書

認証番号 : []
認証者名 : []

貴社(事業所)のJIS製品は、本協会の審査の結果、下記及び附属書のとおり日本工業規格への適合性の認証に関する省令に適合していることを証します。

記

1. 認証製品 給水栓
2. 適用 JIS JIS B 2061
3. 認証契約日 平成 19 (2007) 年 8 月 1 日
4. 更新年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日
5. 有効期限 平成 28 (2016) 年 3 月 31 日
6. 認証方法 一般認証

公益社団法人 日本水道協会

交付年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

JIS製品認証書附属書

附属書番号 : []
認証番号 : []

名称・所在地
1. 認証者 株式会社 []
2. 認証工場 []

認証製品及び種類
給水栓 :
単水栓、湯水混合水栓、止水栓、ボールタップ、
洗浄弁、洗浄水栓

認証に係る法の根拠事項:
工業標準化法第 19 条第 1 項

公益社団法人 日本水道協会

交付年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト
お探しの設備・部材等カテゴリーをクリックしてください。

- 躯体の外皮性能等
 - 断熱材・その他
 - 開口部
 - ガラス
- 一次エネルギー消費量
 - 暖房設備
 - 冷房設備
 - 換気設備
 - 給湯設備
 - 発電設備
- その他基準
 - 便器
 - 水栓
 - 食洗機
 - 舗装材
 - 蓄電池

ポータルサイト

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が、建材、設備機器等の性能値や試験品質、生産品質の確保状況についての情報を集約し、ポータルサイトにて情報を公開することで審査を円滑に行うことができる。

設備・部材のツリー図を表示

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
当協会は品確法に基づく評価機関等構成され、住宅性能表示制度の適切で円滑な運用を目的として活動しています。

低炭素認定住宅部品等検索データベース

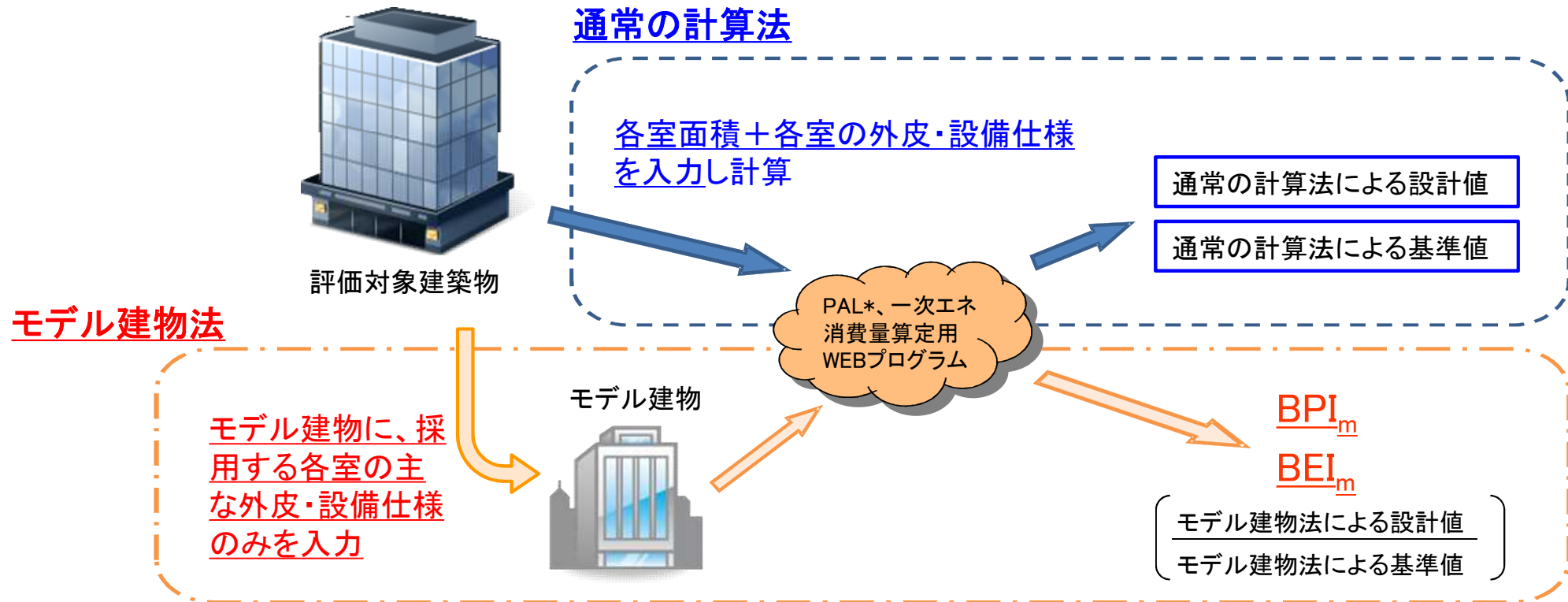
暖房設備 > ルームエアコンディショナー (JIS B 8615-1 に基づく性能値)

各事業者等の「ルームエアコンディショナー」は、以下のリンクに示されています。
ご覧にならない事業者等の名称は、このリンク先からその事業者等の案内ページが別ウインドウ(または別タブ)にて開きます。

1. ○○工業株式会社
2. 株式会社△空調
3. □□電機株式会社
4. ◇◇空調株式会社
5. ○○工業株式会社
6. 株式会社△空調
7. □□電機株式会社
8. ◇◇空調株式会社

各事業者のリンク先の製品性能紹介ページより自己適合宣言書等入手

- 建物用途毎に形状や室用途構成などを想定(モデル建物を設定)【H26.4～】
 - このモデル建物に対して、評価対象建築物の外皮や設備の「**代表仕様**」を適用した場合の一次エネルギー消費量を算定して評価を行う。



- 現行省エネ法では、告示 I . 第1 1 1-2及び2 2-1のただし書きの計算に基づき、位置づけられている。
- 建築物省エネ法では、基準省令又は告示に位置づける予定。

「モデル建物法」は、建物用途毎に建物形状や室用途構成などを仮定し(これを「モデル建物」という。)、このモデル建物に対して、評価対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用することにより、基準適否の判断を行う方法。

	現 状	今後の扱い(案)
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積が<u>5,000㎡以下</u> ● <u>個別分散空調方式のみ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 面積要件なし(<u>規模要件撤廃</u>) ● <u>中央空調方式も可</u>
モデル用途	<p><u>8用途</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等 ● ホテル等 ● 病院等 ● 学校等 ● 物販店舗等 ● 飲食店等 ● 集会所等 ● 工場等 	<p>⇒ 左記8用途に加え、<u>下記7用途を追加(計15用途)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅館等 ● 診療所等 ● 幼稚園等 ● 大学等 ● 福祉施設等 ● 小規模物販等 ● 講堂等
備考	<p>・学校の講堂(体育館)や宴会場付ホテルについては、エネルギー消費量の評価上、類似な用途が8モデル用途になかったため、通常の計算法による評価を原則としている。</p>	<p>・15用途とすることで、<u>あらゆる用途</u>についてモデル建物法の<u>適用を可能</u>とする。</p> <p>・建築物省エネ法の誘導基準等においても、適用可能とする。</p>

※省エネ法に基づく届出等についても反映予定

課題

○小規模住戸において一次エネルギー消費量基準に適合が困難な事例が存在する（以下事例：1階妻側住戸の例）。



【試算条件】
 外皮性能： $U_A=0.80$ 、 $\eta_A=1.67$
 設備性能：高効率エアコン(区分(い))、高効率給湯器(JIS効率:85%)

【一次エネルギー消費量試算結果】

	基準値[GJ/年]		設計値[GJ/年]	適/不適
現行基準	34.3	<	37.4	不適

原因

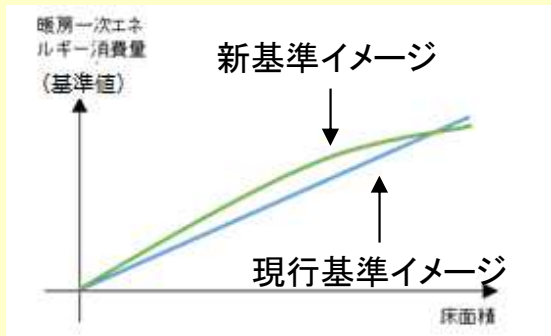
1. 暖房一次エネルギー消費量の基準値の計算が、外皮面積を考慮せず、床面積のみに比例しているため、床面積当たりの外皮面積の大きい小規模住戸において厳しい基準となっている。
 ※暖冷房負荷の要因は、外皮面積に依存するもの(外皮熱損失・日射熱取得量)と、床面積に依存するもの(内部発熱・換気負荷)が存在。
2. 共同住宅は、隣接住戸の存在により、戸建て住宅と比して外気に面する外皮(特に開口部)面積が小さく日射熱取得量が小さい(暖房負荷が大きい)が、暖房一次エネルギー消費量の基準値は戸建住宅と共同住宅で同一の暖房期日射熱取得率を基に設定している。このため、共同住宅は戸建て住宅よりも相対的に厳しい基準となっている。

暖冷房一次エネルギー消費量基準合理化方法

1. 当該設計住宅の床面積および外皮面積を考慮した基準に見直しを行う。
2. 暖冷房一次エネルギー消費量の基準値の算出に設定されている暖房期の日射熱取得率等を戸建住宅と共同住宅でそれぞれ設定する。

【上記事例(1階妻側住戸)における一次エネルギー消費量試算結果】

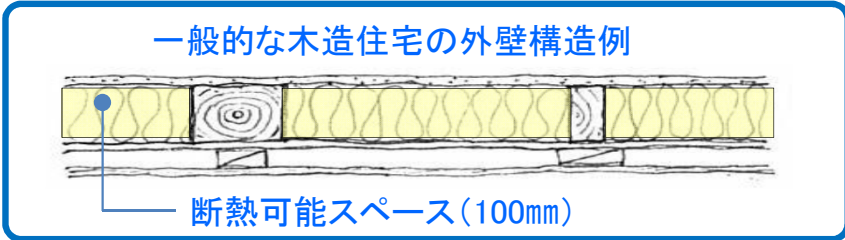
	基準値[GJ/年]		設計値[GJ/年]	適/不適
新基準	38.2	>	37.4	適



現行省エネ基準の課題と対応方針

- 現行の省エネ基準において、所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合に、外皮基準(U_A、η_A)の適用を除外できることとされている(所管行政庁が認めた事例無し)。
- ⇒「地域の気候・風土に応じた住まい作りの観点から適切」と認めるための判断のガイドライン等の整備を予定。

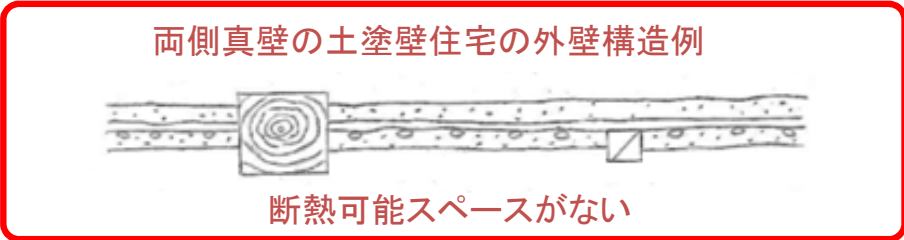
一般的な在来軸組構法



伝統的木造住宅



伝統構法等の住宅については、断熱構造化が難しい場合がある。



- 設計一次エネルギー消費量基準については、当該住戸の外皮性能に応じて計算する必要があるため、断熱性能の悪い土塗壁(両面真壁)では、設計暖冷房一次エネルギー消費量が大きく、高効率設備を導入しても一次エネルギー消費量基準を満たすことが出来ない。
- 所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合の住宅の適合判定については、外皮基準を適用除外とした上で、一次エネルギー消費量基準について以下のように設定する。

<基準一次エネルギー消費量>

<設計一次エネルギー消費量>

通常の住宅 : **標準** の外皮性能 + 標準設備仕様
 行政庁認定住宅: **当該住宅** の外皮性能 + 標準設備仕様

≧

当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設計設備仕様

課題 : ①仕様基準の適用要件に開口部比率の制限があるため、開口部比率の高い住宅では仕様基準が使えない
 ②仕様基準の適用にあたって、開口部比率の計算のための各部位の面積算定が手間との指摘がある
 対応案 : ①新たに開口部比率が一定以上となる区分(に)を追加設定し、開口部比率の上限を撤廃する
 ②最も厳しい区分(に)の熱貫流率の基準を使う場合は、開口部比率の計算を不要とする

■対応 <開口部比率の区分>

住宅の種類	開口部比率の区分	地域区分		
		1、2及び3	4、5、6及び7	8
一戸建ての住宅	(い)	0.07未満	0.08未満	0.08未満
	(ろ)	0.07以上0.09未満	0.08以上0.11未満	0.08以上0.11未満
	(は)	0.09以上0.11未満	0.11以上0.13未満	0.11以上0.13未満
	(に)	0.11以上	0.13以上	0.13以上
共同住宅等	(い)	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	(ろ)	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満
	(は)	0.07以上0.09未満	0.07以上0.08未満	0.07以上0.08未満
	(に)	0.09以上	0.08以上	0.08以上

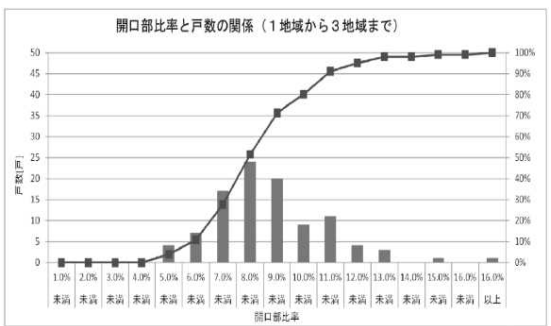
<開口部の熱貫流率の基準>

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値(単位1平方メートル1度につきワット)			
	地域区分			
	1、2及び3	4	5、6及び7	8
(い)	2.91	4.07	6.51	
(ろ)	2.33	3.49	4.65	
(は)	1.90	2.91	4.07	
(に)	1.63	2.77	3.63	

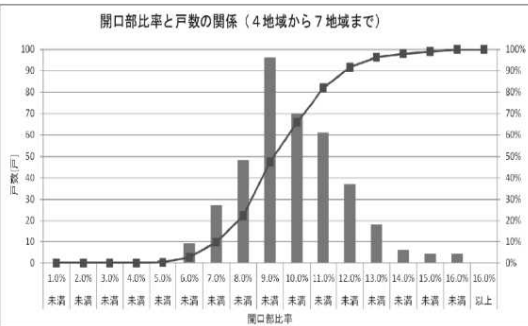
※冷房期の平均日射熱取得率についても同様に開口部比率の制限を撤廃する。

■性能基準(U_A値)で計算した場合の必要開口部比率とカバー率

1~3地域		
窓区分	必要開口部比率	カバー率
(い)窓2.91	7%未満	27.7%
(ろ)窓2.33	9%未満	71.3%
(は)窓1.90	11%未満	91.1%
(に)窓1.63	13%未満	98.0%



4~7地域		
窓区分	必要開口部比率	カバー率
(い)窓6.51	8%未満	22.3%
4地域は4.07		
(ろ)窓4.65	11%未満	81.7%
4地域は3.49		
(は)窓4.07	13%未満	96.3%
4地域は2.91		
(に)窓3.63	14%未満	98.0%
4地域は2.77		



※開口部比率0.13(1~3地域)、0.14(4~7地域)を超える住宅は性能基準よりも甘い基準となるケースも考えられるが、レアケースであることから、これらについても区分(に)の窓を使うことで適合とする。